

滑川町国土強靱化地域計画 【概要版】

国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害等により致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを指す取組のことです。

1. 計画の作成趣旨、位置づけ

●計画の策定趣旨と位置づけ

「国土強靱化地域計画」とは、これまでの大規模災害の教訓をいかし、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくりや産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施するためのものです。

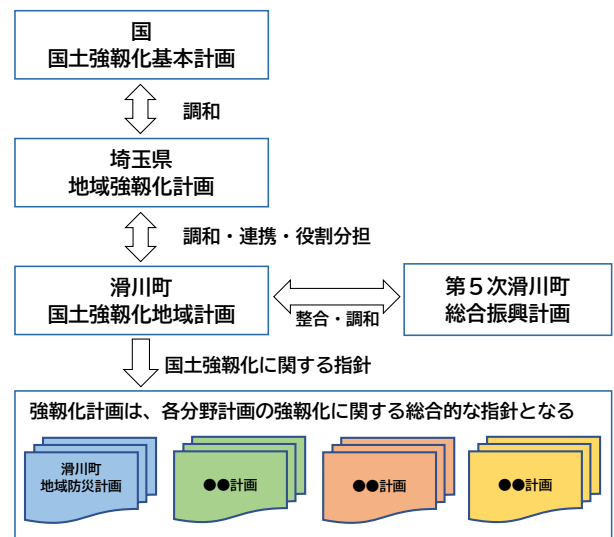
国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、平成 26 年 6 月には、国の国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国計画」という。）」を策定（平成 30 年 12 月改定）しました。また、埼玉県においては、平成 29 年 3 月に基本法第 13 条に基づく「埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、県域での強靱化を推進しています。

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものです。

今後、いつ起こるかわからない大規模自然災害に対し、これまでの災害から得た教訓を踏まえ、災害時に町民の生命・財産及び生活を守るとともに、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心のまちづくりを推進するため、「滑川町国土強靱化地域計画」を策定します。

本計画は基本法第 13 条に基づき、国計画や県計画と連携・調和し、「第 5 次滑川町総合振興計画」との整合・調整を図りながら、災害の発災前から計画的に町の強靱化を目指すことを目的としています。

国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



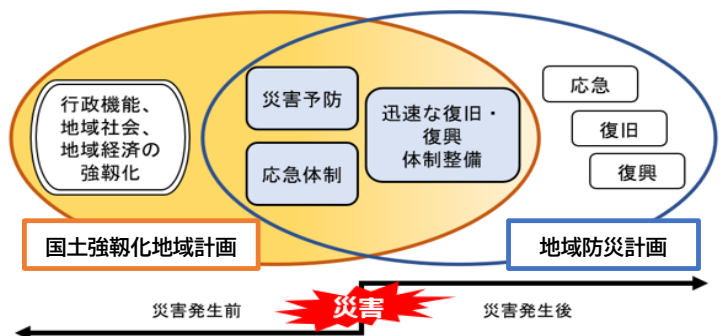
●本計画と地域防災計画との関係

「滑川町地域防災計画」は、地震等の災害の種類ごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められています。

一方、本計画は、災害の種類ごとに対策を定めるものではなく、発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本町の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針です。

「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される 自然災害全般	災害の種類ごと
主な対策フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—



2. 地域計画策定の基本的な考え方

本計画の最大の目的は、すべての住民の生命・財産・生活を守ることにあります。

過去の災害によって得られた教訓や今後起こり得ると予想されている災害等を踏まえた「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、仮にそのような事態が発生した場合の本町の現状と課題を分析し、強靱化に向けた施策を効果的に実施していくことにより、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を招かないことを目指します。

町の強靱化を実現するためには、行政単体ではなく、住民、事業者、地域も共に連携体制を構築し、事前の準備を進めることが重要であり、住民、事業者、町、近隣市町村との連携による災害対応体制の強化が求められます。

県計画と調和を図り、地域の特性を考慮し、以下の4項目を基本目標として、本町の「国土強靱化」を推進します。

基本目標

- (1) 町民の生命を最大限守ること
- (2) 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- (4) 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

本町の地形的特性

- ・全町域の60%がなだらかな丘陵地となっています。
- ・町の中央を滑川、南部を市野川と一級河川が流れています。また、滑川に合流する準用河川の中堀川もあります。
- ・河川には、随所に取水堰(しゅすいせき)が設けられ、用水路も多く存在しています。
- ・丘陵地に囲まれた地域には、谷津田が形成され、その上流部には水田の水源となる約200個のため池が点在しています。

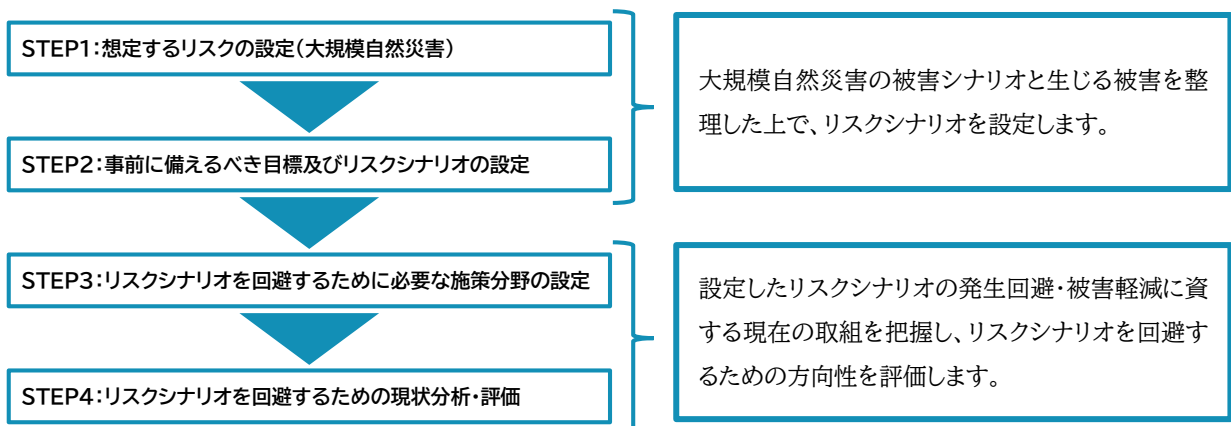
想定される災害

- ・台風、集中豪雨等による浸水被害
- ・道路冠水等の風水害
- ・土砂災害
- ・雪害
- ・その他(地震による地面の亀裂、地下水や土砂の噴出、家屋の倒壊)

3. 脆弱性の考え方

国計画と県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、その結果を基に、脆弱性を克服するための対応方策を検討しています。

本計画策定に際しても、国と県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



国計画および県計画の「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を踏まえ、8項目の「事前に備えるべき目標(行動目標)」と31項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました(4ページ参照)。

4. 施策分野の設定

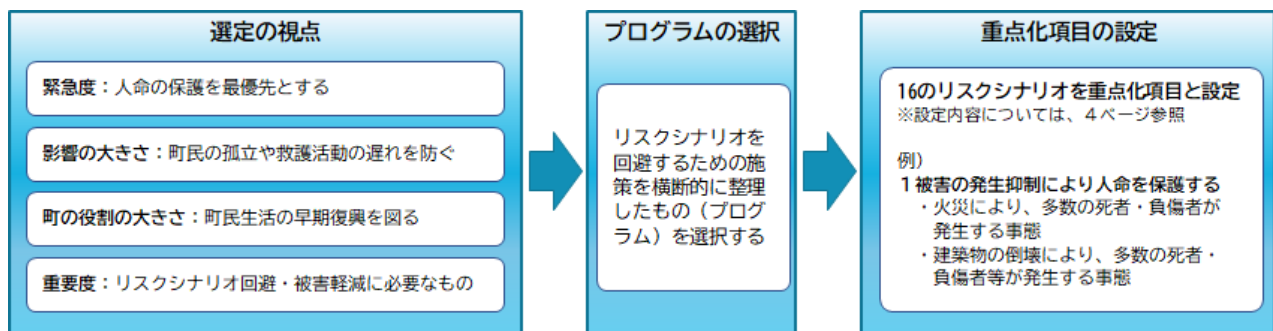
設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策を念頭に置き、国計画及び県計画と調和を図り、町の行政組織との整合性を勘案して、右表の 16 の施策分野を設定しました。横断的分野には長期的施策を設定しています。本計画においては、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」と「施策分野」のそれぞれの視点で、脆弱性分析と方針の検討を行います。

個別施策分野	1	行政機能	8	交通
	2	住宅・都市	9	農業
	3	保健医療	10	町域保全
	4	福祉	11	ライフライン
	5	エネルギー	12	教育
	6	情報通信	13	土地利用
	7	産業	14	環境
横断的施策分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション		
	16	老化化対策		

5. 重点化プログラム

限られた予算や資源の中で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるために、県計画を参考にしつつ、下記のようなプロセスを経て、優先度の高いものを重点化すべき 16 の重点化施策項目(4 ページ参照)として選定しました。

重点化項目設定のプロセス



6. 計画推進の方策

●計画期間

本計画は、令和 4 年度を初年度とし、社会情勢等の変化や施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

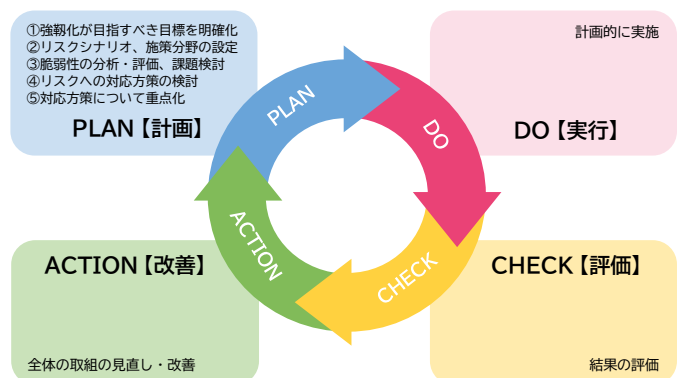
●計画の推進体制

国、県、民間等と連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を共有し、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

●進捗管理

本計画は、右図のとおり PDCA サイクルを実行することで進捗管理を行います。

PDCA サイクルと見直し方法



7. 基本目標・リスクシナリオ・関連施策一覧

8 項目の「事前に備えるべき目標(行動目標)」と 31 項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」、関連施策は以下のとおりです。

■■■■重点化項目とするリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	施策分野	施策項目
1 被害の発生抑制により人命を保護する	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1 行政機能/ 4 福祉/15地域づくり・リスクコミュニケーション	消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減 消防団員の効果的な確保対策 自主防災活動の活性化 避難誘導体制の整備(要支援者)
	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	1 行政機能/ 2 住宅・都市/ 3 保健医療/ 4 福祉/12教育/16老朽化対策	普及啓発 住宅・建築物の耐震化の推進
	異常気象(大雨による浸水・暴風・竜巻等)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1 行政機能/ 3 保健医療/ 4 福祉/10町域保全/16老朽化対策	普及啓発 総合的な水害対策の推進 要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり 避難誘導体制(医療機関・社会福祉施設等)
	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1 行政機能/ 4 福祉/10町域保全/15地域づくり・リスクコミュニケーション	普及啓発 土砂災害防止施設の整備 要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり
	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	1 行政機能/12教育/15地域づくり・リスクコミュニケーション	普及啓発・自主防災活動の活性化 避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成 学校での防災教育・避難訓練の実施
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	1 行政機能/ 3 保健医療/12教育/15地域づくり・リスクコミュニケーション	災害応急活動体制 災害に強いまちづくり 学校での防災教育・避難訓練の実施
	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	3 保健医療/15地域づくり・リスクコミュニケーション	周辺自治体との広域連携の推進 災害医療体制の確保・充実
	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	3 保健医療/15地域づくり・リスクコミュニケーション	避難所での感染症対策
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	沿線建築物の倒壊等や浸水により、道路・線路が閉塞する事態	8 交通	道路災害の未然防止 緊急輸送道路ネットワークの確保・維持管理等
	旅客の輸送が長期間停止する事態	1 行政機能/ 8 交通	災害応急活動体制
	物資の輸送が長期間停止する事態	1 行政機能/11ライフライン	自主防災の備えの充実 物資の備蓄実施
	孤立集落が発生する事態	1 行政機能/15地域づくり・リスクコミュニケーション	孤立可能性集落の準備
	情報通信が輻輳(ふくそう)・途絶する事態	5 エネルギー/ 6 情報通信	情報伝達体制の整備 エネルギー供給体制の整備
4 必要不可欠な行政機能を確保する	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	1 行政機能/ 3 保健医療/ 6 情報通信/12教育	情報通信体制の強化
	帰宅困難者が発生する事態	1 行政機能	帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	1 行政機能/ 6 情報通信	町職員の災害対応力向上・近隣市町村との協力
	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	1 行政機能/ 8 交通/11ライフライン	物資の備蓄実施
	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	5 エネルギー	エネルギー供給体制の整備
	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	11ライフライン/16老朽化対策	上水道の耐震化等
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	11ライフライン/16老朽化対策	下水道施設の耐震化等
	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	1 行政機能/ 4 福祉/15地域づくり・リスクコミュニケーション	災害応急活動体制
7 二次災害を発生させない	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	7 産業/ 9 農業	農地、農業用施設の保全 事業所等での備え
	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	7 産業	経済活動の速やかな回復
	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	1 行政機能/ 2 住宅・都市/ 4 福祉/15地域づくり・リスクコミュニケーション	防災拠点機能の強化 空き家対策
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	9 農業/16老朽化対策	農地・農業水利施設等の適切な保全管理
	危険物・有害物質等が流出する事態	14環境	環境保全の徹底
	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	14環境	災害廃棄物対策の推進 環境保全
	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8 交通/12教育/13土地利用/16老朽化対策	社会資本の適切な維持管理 災害からの復旧・復興の事前準備 文化財の保護対策の推進
	耕作放棄地等の荒地が大幅に増加する事態	9 農業	平常時からの農業生産の確保
9 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	10町域保全	治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	1 行政機能	近隣市町村や関係機関等との連携

滑川町国土強靱化地域計画【概要版】発行年月：令和4年3月

編集・発行：滑川町総務政策課

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1 電話：0493-56-2211(代表)/F A X：0493-56-2448

<https://www.town.namegawa.saitama.jp/>